

(案)

一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	大阪市 大正区 鶴町 四丁目 12 番 5	3,952.70 m <sup>2</sup>	処理能力 (一日あたり) 一般廃棄物 (廃プラスチック類) の破碎・選別・減容固化施設 91.2 t

理 由

家庭から排出される容器包装プラスチック及び製品プラスチック (廃プラスチック類) の破碎・選別を行い、プラスチック原料を製造する施設であり、資源として再利用することにより、環境への負荷を低減し持続可能な循環型社会形成に寄与するため、建築基準法第 51 条のただし書きの規定により、一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

( 参 考 )

一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称		一般廃棄物処理施設			
位 置		大阪市大正区鶴町四丁目 12 番 5			
敷地面積		3,952.70 m <sup>2</sup>			
地域地区		工業専用地域（建蔽率 10 分の 6、容積率 10 分の 20） 大阪港臨港地区（工業港区）、建築基準法第 22 条区域			
施設の概要	主要用途	一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)			
	建築物	建築物用途	ごみ処理施設	事務所	合計
		建築面積 (m <sup>2</sup> )	2,250.76 〔うち増築部分〕 1,609.67	109.19 〔うち増築部分〕 1.54	2,359.95 〔うち増築部分〕 1,611.21
		延べ面積 (m <sup>2</sup> )	3,768.04 〔うち増築部分〕 2,757.71	215.30 〔うち増築部分〕 0	3,983.34 〔うち増築部分〕 2,757.71
		構造・階数	鉄骨造 2階建	鉄骨造 2階建	—
	処理能力	一般廃棄物（廃プラスチック類）の破砕・選別・減容固化施設 91.2 t / 日			
	最終処分方法	ペレット（再資源として販売）、ベール品（産業廃棄物として排出）、金属くず（販売）			
	備 考				